

災害関連死事例集（増補版）について（概要）

1 目的

市町村における災害関連死認定基準や審査会等の例とともに、災害関連死の認定・不認定例、裁判例を事例集として示すことにより、市町村による円滑、適切な災害関連死の認定に資すること、今後の防災対策の参考・手引としてもらうことを目的とする。

2 掲載対象とした事例・裁判例

(1) 事例

- ・災害関連死定義後に、市町村の審査会において、「令和元年度～令和3年度に審査された事例」のうち、市町村から文書提供等について必要な協力が得られた事例(202件)。
- ・今回、「令和2年度～令和3年度に審査された事例」(104件)を増補。

災 害 名	認 定	不 認 定	合 計	今 回 追 加
東日本大震災	17	30	47	30
平成27年関東・東北豪雨	1	—	1	—
平成28年熊本地震	20	2	22 ^{※2}	2
平成28年台風第10号 ^{※1}	1	—	1	1
平成29年台風第21号	1	—	1	—
平成30年7月豪雨	41	25	66	23
北海道胆振東部地震	3	5	8	1
令和元年台風第15号	12	—	12	10
令和元年台風第19号	27	5	32	25
令和元年10月25日からの大雨 ^{※1}	1	—	1	1
令和2年7月豪雨 ^{※1}	2	8	10	10
令和3年2月福島県沖地震 ^{※1}	1	—	1	1
合 計	127	75	202	104

※1：増補版で新たに追加された災害。

※2：平成28年熊本地震22件のうち、19件は平成30年度以前に審査された事例。

(2) 裁判例

災害弔慰金に関する裁判例はすべての災害を収集対象とし、自治体に報告を求めている。これまで報告があった東日本大震災及び平成28年熊本地震のすべての訴訟を対象として、判決ごとに概要を作成。

災害名	内 容	掲 載 件 数	今 回 追 加
東日本大震災	不支給処分取消請求訴訟等	10	1
	受給権訴訟	3	—
平成28年熊本地震	不支給処分取消請求訴訟等	3	—
合 計		16	1

《参考1》 事例の整理と全体の傾向

事例集には、令和元年度から令和3年度に市町村で審査された事例のうち、資料提供等必要な協力を得られた事例を掲載しているため、取り扱っている数値は、あくまでも収集した事例の中での傾向を示すものとなる。

災害発生から死亡までの期間、死亡時の年代、死因区分等について、整理・分析。

復興庁が平成24年に公表した東日本大震災、熊本県が令和3年に公表した平成28年熊本地震の調査結果と概ね同様の傾向が見られた。

① 死亡時の年代

70歳以上の死亡者

- ・ 本事例集は約82%。
- ・ 東日本大震災は約87%。熊本地震は約78%。

70歳代以上の方が127名中104名(約82%)だった。

104人
(約82%)

年 齢	認 定				(参考) 不認定		
	男	女	合計	割合	男	女	合計
10歳代	1	—	1	0.8%			
30歳代	1	1	2	1.6%	1	—	1
40歳代	2	—	2	1.6%	—	—	—
50歳代	4	1	5	3.9%	1	2	3
60歳代	8	5	13	10.2%	9	4	13
70歳代	19	13	32	25.2%	17	8	25
80歳代	25	22	47	37.0%	14	6	20
90歳代	9	15	24	18.9%	3	8	11
100歳以上	—	1	1	0.8%	—	2	2
合 計	69	58	127	—	45	30	75

東日本大震災 70歳以上の方が1,263名中1,094名(約87%)

	0~9歳	10~	20~	30~	40~	50~	60~	70~	80~	90~	100~	不明	合計
岩手県及び宮城県	1			3	8	20	53	102	239	96	7		529
福島県			2	2	7	13	59	136	310	188	16	1	734
	1		2	5	15	33	112	238	549	284	23	1	1,263

1,094人(約87%)

熊本地震 70歳以上の方が218名中、169名(約78%)

	0-9歳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100歳以上	合計
人数	2	1	0	4	2	9	31	46	75	45	3	218
割合	0.9%	0.5%	0.0%	1.8%	0.9%	4.1%	14.2%	21.1%	34.4%	20.6%	1.4%	

169人(約78%)

② 災害発生から死亡までの期間

3か月以内の死亡者

- ・ 本事例集は約 60%。
- ・ 東日本大震災は約 78%。熊本地震は約 81%。

発災から3か月以内の死亡者 127名中 76名(約 60%)

76人
(約 60%)

期 間	認 定				(参考) 不認定		
	男	女	合計	割合	男	女	合計
1週間以内	12	10	22	17.3%	4	1	5
1月以内	9	12	21	16.5%	—	1	1
3月以内	18	15	33	26.0%	4	4	8
6月以内	10	10	20	15.7%	4	8	12
1年以内	10	2	12	9.4%	9	3	12
3年以内	7	6	13	10.2%	10	3	13
3年超	3	3	6	4.7%	14	10	24
合 計	69	58	127	—	45	30	75

東日本大震災 3か月以内の死亡者 1,263名中 986名(約 78%)

	~H23. 3. 18 (1週間以内)	H23. 3. 19~H23. 4. 11 (1か月以内)	H23. 4. 12~H23. 6. 11 (3か月以内)	H23. 6. 12~H23. 9. 11 (6か月以内)	H23. 9. 12~H24. 3. 10 (1年以内)	H23. 4. 11~ (1年超)	合計
岩手県及び宮城県	144	196	134	40	15		529
福島県	86	182	244	174	48		734
合計	230	378	378	214	63		1,263
累計	230(約 18%)	608(約 48%)	986(約 78%)				

986名(約 78%)

熊本地震 3か月以内の死亡者 218名中 177名(約 81%)

	1週間以内 H28. 4. 14- H28. 4. 21	1ヶ月以内 H28. 4. 22- H28. 5. 13	3ヶ月以内 H28. 5. 14- H28. 7. 13	6ヶ月以内 H28. 7. 14- H28. 10. 13	1年以内 H28. 10. 14- H29. 4. 13	1年以上 H29. 4. 14-	合 計
人 数	53	71	53	27	9	5	218
割 合	24.3%	32.6%	24.3%	12.4%	4.1%	2.3%	

177名(約 81%)

③ 原因区分別（複数選択）（認定分のみ）

- ・ 本事例集は「避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）」、「電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担」による死亡が約7割
- ・ 熊本地震は「地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担」、「避難所等生活の肉体的・精神的負担」、「医療機関の機能停止等（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）」による死亡が約7割。

「避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）」（約53%）、
「電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担」（約14%）による死亡が
全体の約7割。

原因	人数	割合
避難生活の肉体的・精神的負担（被災のショック等によるものを含む）	97	52.7%
電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担	26	14.1%
医療機関の機能停止（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）	13	7.1%
社会福祉施設等の介護機能の低下	12	6.5%
多量の塵灰の吸引	6	3.3%
交通事情等による治療の遅れ	0	0.0%
救助・救護活動の激務	0	0.0%
その他（倒壊した家屋による外傷など）	30	16.3%
合計	184	—

約67%

≒約7割

熊本地震

「地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担」（約40%）、「避難所等生活の肉体的・精神的負担」（約29%）、「医療機関の機能停止等（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）」（約16%）による死亡が全体の約9割。

原因	人数	割合
地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担	112	40.0%
避難所等生活の肉体的・精神的負担	81	28.9%
医療機関の機能停止等（転院を含む）による初期治療の遅れ（既往症の悪化及び疾病の発症を含む）	46	16.4%
電気、ガス、水道等の途絶による肉体的・精神的負担	14	5.0%
社会福祉施設等の介護機能の低下	9	3.2%
交通事情等による治療の遅れ	2	0.7%
多量の塵灰の吸引	1	0.4%
救助・救護活動の激務	0	0.0%
その他（倒壊した家屋による外傷など）	15	5.4%
合計	280	—

約85%

≒約9割

④ 死因区分（認定分のみ）（原則、国際疾病分類第10回修正版に分類される疾病ごとに分類）

- ・ 本事例集は「呼吸器系の疾患」、「循環器系の疾患」による死亡が約6割。
 - ・ 熊本地震は「呼吸器系の疾患」、「循環器系の疾患」による死亡が約6割。
- ※東日本大震災については、同様の分析は行われていない。

「呼吸器系の疾患」（約33%）、「循環器系の疾患」（約29%）が全体の約6割

死因分類	人数	割合
呼吸器系の疾患（肺炎、気管支炎など）	42	33.1%
循環器系の疾患（心不全、くも膜下出血など）	37	29.1%
内因性の急死、突然死	9	7.1%
自殺	6	4.7%
感染症（敗血症など）	6	4.7%
腎尿路生殖器系疾患（腎不全など）	6	4.7%
消化器系疾患（肝不全など）	1	0.8%
その他	20	15.7%
合計	127	—

約62%
≒約6割

（備考）都道府県から提出された災害関連死調査表を基に、内閣府において情報を整理。

熊本地震

「呼吸器系の疾患」（約29%）、「循環器系の疾患」（約28%）が全体の約6割

死因分類	人数	割合
呼吸器系の疾患（肺炎、気管支炎など）	63	28.9%
循環器系の疾患（心不全、くも膜下出血など）	60	27.5%
内因性の急死、突然死等	29	13.3%
自殺	19	8.7%
感染症（敗血症など）	14	6.4%
腎尿路生殖器系疾患（腎不全など）	7	3.2%
消化器系疾患（肝不全など）	4	1.8%
その他（アナフィラキシーショック、出血性ショックなど）	22	10.1%
合計	218	

約57%
≒約6割

《参考2》 災害関連死事例集（増補版）に掲載した事例・裁判例

本事例集において掲載した事例では、例えば、以下のように同じ心筋梗塞や肺炎による事例であっても、死亡と災害の相当因果関係が認められたものと認められないものがあり、市町村が災害関連死の審査を行う上で、参考になる。

【例1】 心筋梗塞

事例番号等	判断概要	判断
事例 45	<u>災害による断水等の不自由な生活が身体的・精神的負担となり危険因子として持っていた持病の喘息を悪化させ心筋梗塞による死亡につながったと考えられる。</u>	認定
事例 143	<u>被災後の復旧作業中は休息時間を確保し、仕事も継続しており、復旧作業により著しく体調が悪化した事実は確認できない。</u> また、災害後に直接死因の原因となる疾病の発症も確認できない。	不認定

【例2】 肺炎

事例番号等	判断概要	判断
事例 33	<u>避難所から自宅までの往復などの避難生活が身体的負担となり、持病である気管支喘息を悪化させ、死因である気管支肺炎が発生したものと推認される。</u>	認定
裁判例 5	① 本件震災に被災した翌日（3月12日）に <u>孫の家に避難</u> をしており、避難所等における <u>限定されたスペースでの共同生活とは異なり</u> 、震災直後から、身体的及び心理的負担が少ない生活を送ることができていたこと、 ② <u>直接の死因である肺炎を発症したのは、同年6月28日頃と推認されること</u> 等を併せ考慮すれば、当該肺炎が本件震災による肉体的かつ精神的な負荷の蓄積を原因として引き起こされたことまで認めることは困難。	不認定

【例3】 既往症（がん）

事例番号等	判断概要	判断
事例 59	長期間の治療を要する多発性骨髄腫であったが、地震の影響による治療環境の悪化や、発災時の負傷、避難生活等における身体的・精神的負担が症状の悪化に強く関与して死期を早めたと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。	認定
事例 144	既に病状は化学療法を実施しても余命わずかな程度まで進行しており、医学的に災害が死期を早めたことも確認できないため、災害と死因との間に相当因果関係が認められないとされた。	不認定

【例4】 自殺

事例番号等	判断概要	判断
事例 34	地震によるショックや余震への恐怖が持病である双極性障害を悪化させて縊死したものと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。	認定
裁判例 1	① 災害前に罹患していた双極性障害等の疾病は、災害時には寛解しており、災害発生から約1年後まで再び増悪した形跡がないこと、 ② 全身の痛み等の症状は、災害から1年経過して発生していること 等から、 <u>双極性障害等の疾患の増悪又は全身の痛み等の症状の発生との間に因果関係は認め難い</u> などと判断し、災害と自殺による死亡との間に相当因果関係を認めることはできないとして、原告の請求を棄却した。	不認定

《参考3》 災害関連死に関する個別の事情（事例の記述から整理）

増補版の作成に当たり、各事例の「死亡までの経緯等」欄から災害関連死と認定された方の個別の事情等をキーワードで抽出し、該当する事情が一目で把握できるよう整理した。

なお、キーワードは、災害関連死に至った経緯に記載のある様々な事情について、影響の大きさ等とは関わりなく抽出・整理したものであり、その事情がどの程度災害関連死に影響を与えたかを示したものではないことに注意が必要である。

【例1】

事例番号	死亡までの経緯等	個別の事情
事例 104	<p>発災時は入所施設が被災し、ベッド付近まで浸水。<u>電気機器、空調が利用できない高温多湿の中、3日間を過ごした。</u>避難先の施設で朝食摂取後、誤嚥による低酸素脳症で救急搬送され、入院となった。その後も誤嚥性肺炎と尿路感染症を繰り返し、被災から約半年後に転院したが、状態が好転することは無く嚥下機能など身体機能も低下し、被災から約8か月後に急性心不全により死亡した。</p> <p><u>被災により通常受けられる介護サービスが受けられなかったことや、避難・転院等を繰り返したことによる生活環境の激変によって心身に負荷がかかり、誤嚥性肺炎や急性心不全等の症状を引き起こしたと考えられることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(7) 停電 ・(2) ③病院、介護施設における生活 ・(10) ③停電に伴う空調停止による高温（低温）下での生活（介護施設） ・(10) ①施設損壊による介護施設への影響 ・(1) 転居・移転（入退院を含む。）

【例2】

事例番号	死亡までの経緯等	個別の事情
事例 105	<p>自宅が全壊の被害を受け、<u>転倒により負傷する。車中泊をした後、受診した医療機関に2日程度滞在する。</u>その後、入院するが、退院後は他県の知人宅に避難する。体調が悪化したため入退院した後、心不全のため入院。<u>回復に向かったため退院するが、再度心不全で入院し、被災から約6か月後に、うっ血性心不全で死亡。</u></p> <p><u>地震のショック、余震への恐怖による身体的・精神的負担が持病の心不全などに影響し、死期を早めたと推認されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(13) ①被災時の負傷 ・(5) 車中泊 ・(1) 転居・移転（入退院を含む。） ・(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）

事例集の記述から関連死に至った経緯における個別の事情（事例集の記述からキーワードで抽出）	
(1) 転居・移転（入退院を含む）【70件】	
(2) 避難所外（在宅や親戚宅等）における生活環境	① 避難生活の継続（疲労やストレスの蓄積等）【28件】
	② 自宅における生活【19件】
	③ 病院、介護施設における生活【6件】
	④ 応急仮設住宅における生活【3件】
(3) 避難所における生活環境	① 空調設備不足等による高温（低温）下での生活【3件】
	② 慣れない集団生活、周囲への気兼ねによるストレス等【3件】
	③ 高齢者等要配慮者をサポートできる体制への影響【1件】
	④ 直床での生活等による心身への負担【1件】
	⑤ 避難スペース不足によるプライベート空間確保困難等【2件】
(4) 服薬の中断【10件】	
(5) 車中泊【11件】	
(6) 被災のショック等（被害現場や自宅の損壊を目撃、災害への恐怖、家族の心配等）【20件】	
(7) 停電【20件】	
(8) 断水【11件】	
(9) 医療体制・医療施設	① 施設損壊等による病院施設の影響【3件】
	② 病院の被災等により入院の受入れができず、初期治療が遅延【3件】
	③ 病院の被災等に伴う転院【6件】
	④ 停電に伴う空調停止による高温（低温）下での生活（病院）【1件】
	⑤ 断水による病院施設への影響【1件】
	⑥ 停電に伴う在宅医療機器の停止【2件】
(10) 介護体制・介護施設	① 施設損壊等による介護施設への影響【6件】
	② 介護施設の被災等に伴う転所【8件】
	③ 停電に伴う空調停止による高温（低温）下での生活（介護施設）【3件】
	④ 停電による介護施設への影響【1件】
(11) 多量の塵灰の吸引	① 被災した自宅の復旧作業等における塵灰の吸引等【5件】
(12) 被災者自身による復旧作業等による心身への負担【19件】	
(13) 災害による負傷	① 被災時の負傷【5件】
	② 避難生活時の負傷【4件】
(14) その他	① 被災・避難時における過酷な状況（身体が水に浸かる等）【7件】
	② 避難所等と自宅の往復生活による心身への負担【3件】

参照事例（複数選択あり）																			
31	32	35	37	38	40	42	43	44	46	48	51	52	53	56	59	60	62	63	64
65	68	69	72	73	76	77	78	79	80	81	82	83	87	89	90	92	94	95	96
97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116
117	119	120	121	122	123	124	125	126	127										
28	45	59	63	72	78	79	81	83	89	90	93	96	97	98	99	101	106	107	111
117	121	122	123	124	125	126	127												
12	13	14	18	20	36	41	52	54	60	61	66	70	74	83	85	93	112	120	
5	28	59	72	96	104														
117	121	122																	
65	113	121																	
22	27	65																	
25																			
121																			
61	91																		
33	34	35	40	43	73	88	96	103	108										
6	7	20	32	58	59	65	81	94	105	115									
1	7	8	16	19	27	30	31	34	57	63	77	86	89	99	102	105	106	120	122
2	11	12	13	14	15	18	20	29	39	48	53	55	61	66	67	71	104	108	120
2	13	45	48	53	60	62	64	67	86	87									
3	48	123																	
10	15	39																	
21	56	60	92	114	116														
29																			
48																			
11	55																		
5	60	67	76	104	109														
28	35	46	49	71	72	80	96												
15	39	104																	
71																			
53	54	70	75	76															
2	9	17	23	24	44	47	50	62	70	75	84	85	88	97	99	100	101	113	
26	57	59	105	118															
7	43	82	110																
4	42	61	69	97	101	111													
33	40	68																	

※ 上表は「災害関連死として認定された事例」の記述から災害関連死に至った経緯における個別の事情を整理したもの。このため、1つの事例が重複して該当する場合もある。
（例. 「停電による介護施設への影響」の場合、（7）及び（10）④に該当。）